

行政書士の藪内哲也氏が 相続に特化した事業を行う 「遺言相続支援センター」を立ち上げ

藪内哲也行政書士事務所（高松市国分寺町福家甲四九五―六四）は、先ごろ「遺言相続支援センター」を立ち上げた。

藪内氏は民間企業での勤務を経て、2003年に独立開業した若手の行政書士（32歳）。

行政書士として、会社の設立、建設業許可、産業廃棄物許可、自動車リサイクルに関する届出・許可など様々な手続きを行い、相続に関する相談を受けることも多いが、「相続は一般の人にも身近に起こる出来事だが、相続の手続きについての知識を持っていない方は少ない。また困ったときの相談先や依頼先なども知らないケースが多い」という現状を知ったことが、センター開設のきっかけ。

相続支援に特化した取り組みは県内では珍しいという。

センターでは遺言書の作成支援、相続人調査・相続人関係図の作成、相続財産の調査・財産目録の作成、遺産分割協議書の作成、自動車等の名義変更等の手続き、相続手続き上

の必要な専門家（弁護士、税理士、司法書士、社労士、土地家屋調査士等）の紹介などを行う。

「相続人のこと、遺言書のこと、手続きの内容など、相談頂ければ小さな不安も効率良く一つ一つ解決していきます」（藪内氏）



また同センターでは、相続手続きに関心を持ってもらい、基礎的な知識を提供するためのツールとして、小冊子「誰も教えてくれないスムーズな相続手続きのママ知識」を発行した。よくある専門書とは違い、冊子は分かりやすく読みやすくポイントを解説しており、手続き上の不安や悩みを解消することができる。A5サイズ、66頁建て。定価六三〇円。

現在、同センターでは小冊子の無

相続手続きの悩みや不安もこれでスッキリ解消！
誰も教えてくれない
スムーズな相続手続きのママ知識
遺言相続支援センター 著

料プレゼントを実施中。限定数100冊で、応募者多数の場合は抽選とする。
<http://souzoku.yabuuchi-office.com/>
☎〇八七―八七四―四九四七